

# 日本司法支援センター平成28年度業務実績評価及び第3期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価の概要

## 1 評価の方針

平成26年度からの第3期中期目標期間は、第2期中期目標期間に推進したサービスの質の向上と効率的かつ円滑な業務運営を維持しつつ、各種業務について更なる円滑な遂行及び不断の改善を図るとともに、高齢者・障害者等に対する援助の充実を推進することに重点が置かれている。

平成28年度の業務実績については、第3期中期目標期間の最終年度を迎えるに当たり、これまでの課題や成果を踏まえ、各種取組が適正に実行されているかという観点から評価を行った。

また、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績については、各種取組の進捗状況を踏まえ、同中期目標期間の終了時に中期目標の達成が見込まれるかという観点から評価を行った。

## 2 評価の概要

平成28年度の業務実績を総括的にみると、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

評価されるべき平成28年度の取組としては、①熊本地震の発生を受け、短期間のうちに必要な準備作業を遂げ、改正総合法律支援法に基づく被災者法律相談援助を早期に実施したこと、②コールセンターの入電傾向分析に基づく効率的なオペレーターの配置により、1コール当たりの運営経費を大幅に減少させたことなどが挙げられる。

次に、第3期中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績を総括的にみると、第3期中期目標をおおむね達成することが見込まれる。

評価されるべき第3期中期目標期間中の取組としては、立替金の償還について、資力に乏しい者からの償還という困難性が内在する中、滞納者の特性に応じた督促等の工夫により、毎年度、償還率の向上を実現していることなどが挙げられる。

他方、改善されないままになっている課題としては、常勤弁護士が未配置の地域が複数存在する上、第3期中期目標期間中に常勤弁護士の適正な配置を実現することも困難な状況にあることなどが挙げられる。

支援センターが、これらの課題について問題意識を持ち、解消に向けた工夫を行っていることは理解しているが、当評価委員会としては、更なる取組強化がなされることへの期待を込めて、引き続き注視していきたい。

## 3 今後の業務運営に向けた期待

常勤弁護士の応募者数が減少傾向にあることに対する効果的な対策を講じることや、法教育に関し支援センターが行うべき活動内容について検討がなされることを期待する。

また、高齢者・障害者に対する援助の取組である司法ソーシャルワークについては、事業計画に基づく各種取組を着実に進捗させているが、福祉機関等との一層の連携強化や、担い手となる弁護士等の対応能力の向上を図るなどし、更に積極的に取組を推進していくことを期待する。